

## 令和5年度町職員を募集します

令和5年度の釧路管内町村職員（一般事務・大卒）の採用資格試験を行います。

- 採用予定／標茶町1人、弟子屈町2人、鶴居村1人、厚岸町2人、浜中町1人、白糠町3人、釧路町1人
- 受験資格／平成6年4月2日～平成13年4月1日生まれの大学卒業生・卒業予定者
- 第1次試験／7月10日(日)
- 試験会場／釧路センチュリーキャッスルホテル
- 申込方法／申込書に必要事項を記入して持参または郵送（申込書は下記で配布）
- 受付期間／4月15日(金)～6月3日(金)（郵送の場合は当日消印有効）
- 申し込み・問い合わせ／
  - ・役場総務課職員係（2階⑬番窓口☎内線216）
  - ・釧路町村会事務局（☎0154-43-0649）

## 電柱にカラスの巣を見つけたら連絡を

初夏に向けてカラスの巣作りが盛んになり、市街地では電柱にも巣が作られます。巣の材料には、ハンガーや針金などの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると停電の原因になる場合があります。

電柱にカラスの巣を見つけた時は、下記までご連絡をお願いします。

- 問い合わせ／北海道電力ネットワーク（弟子屈ネットワークセンター☎0120-06-0684）



## 令和5年度町職員（建築技術職）の募集

令和5年4月1日から勤務可能な職員を募集します。

- 募集職種／建築技術職員
- 採用予定／1人
- 受験資格／
  - ・平成9年4月2日以降に生まれた方
  - ・高校卒業以上で、建築系の専門課程を履修された方（卒業見込み含む）
- ※ただし、日本国籍を有しない方、または地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- 提出期限／4月15日(金)
- ※提出書類などの詳細は町ホームページをご覧ください。
- 提出先・問い合わせ／役場総務課職員係（2階⑬番窓口☎内線216）

## ふれあいカフェに参加しませんか？

外出の機会が少ない高齢者の方や家族を介護している方を対象に「ふれあいカフェ」を開催します。体を動かしたり、ゲームなどをし、楽しい時間を過ごしましょう。

認知機能の低下が気になる方も楽しめる内容です。また、介護や健康に関する相談もお受けしますので、お気軽にご参加ください。

- 日時／4月27日(水)、午前10時～11時30分
- 場所／社会福祉センター
- 内容／軽体操、ゲーム、レクリエーション、介護相談など
- 持ち物／飲み物（水分補給用）
- 申込締切／4月20日(水)
- ※送迎の必要な方は、申し込み時にお伝えください。
- 申し込み・問い合わせ／地域包括支援センター（☎485-1515）

## 令和4年度町職員（土木技術職）の募集

令和4年6月1日から勤務可能な職員を募集します。

- 募集職種／土木技術職員
- 採用予定／若干名
- 受験資格／
  - ・平成3年4月2日以降に生まれた方
  - ・高校卒業以上で、土木系の専門課程を履修された方
  - ・土木に関連する職務経験が2年以上ある方
- ※ただし、町内に本社を置く建設業の企業に勤めている方を除きます。
- ・普通自動車運転免許を有する方
- ※ただし、日本国籍を有しない方、または地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- 提出期限／4月15日(金)
- ※提出書類などの詳細は町ホームページをご覧ください。
- 提出先・問い合わせ／役場総務課職員係（2階⑬番窓口☎内線216）

## 国民健康保険喪失手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入した時は、国民健康保険の喪失手続きと保険証の返還が必要です。手続きをせず、保険証を誤って使用した場合には、医療費の返還が必要となりますのでご注意ください。

- 手続きに必要な物／国民健康保険被保険者証、職場の健康保険に加入した日が分かる書類（新しい健康保険証や雇用契約書など）
- 問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

## 国民年金保険料 学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修学年限1年以上である課程）に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

### 〈所得の目安〉

128万円

+

(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。令和3年度に保険料を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付しています。

同一の学校に在学している方は、このはがきに必要事項を記入して返送すると、令和4年度の申請をすることができます。この場合、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です。

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する方は、納付書を送付しますので、年金事務所に連絡してください。

### ○問い合わせ／

- ・釧路年金事務所国民年金課 (☎0154-22-5810)
- ・役場住民課年金保険係 (1階②番窓口☎内線125)

## 個人住民税の 申告が必要です

個人住民税は、1月1日に住所のある市町村で課税されます。

本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。所得が確定しないと、所得証明書・課税証明書・非課税証明書など「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。

所得税は確定申告書の提出をしなくてもよい場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合、個人住民税の申告書を提出したものと見なされるため、あらためて提出する必要はありません。

申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記係までご連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○問い合わせ／役場税務課税務係 (1階⑨番窓口☎内線154)

## 不動産ネットワークに 掲載しませんか？

町内の空き地や空き住宅の売買・賃貸情報を町ホームページに掲載しませんか。

掲載を希望する方は下記係までご連絡ください。

○申し込み・問い合わせ／役場建設課住宅都市計画係 (1階⑧番窓口☎内線274)

## 固定資産課税台帳の 縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額などがほかの土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認できる制度です。(評価額の比較という目的以外での閲覧はできません)

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地(あるいは家屋)」という形での閲覧申請はできませんが「常盤〇〇丁目〇〇番」というように、その物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請をお願いします。

○手数料／縦覧期間内は無料(縦覧期間後は1回100円)

○縦覧期間／4月1日(金)～5月31日(火)

○縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係 (1階⑨番窓口☎内線152)

## もう一度確認しよう 犬の飼い方

放し飼いや不十分なつなぎ方、伸縮リードの不適切な使用などにより、飼い犬が脱走し、近隣住民や家畜などに危害を加えたり、犬自身がけがをしたりすることがあります。ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償などの責任が生じます。

- ・犬が逃げ出さないように、しっかりつなぐか柵に入れましょう。
- ・散歩に連れて行く時はリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実に行きましょう。
- ・ペットを飼う際は責任を持ち、マナーを守りましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係 (1階③番窓口☎内線127)

## 地域づくりを支援します

本町ではまちづくりや産業振興などを幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援しています。

### ○地域振興補助金／

- ・対象…町内会・地域会
- ・募集期限…4月28日(木)

### ○地域文化振興事業助成金／

- ・対象…町内の団体など
- ・補助金額…対象経費の70%以内
- ・対象事業…町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など
- ・対象事業の例…人材育成のために必要な研修会などへの参加・開催、地域間交流などに関する事業
- ・募集期限…4月28日(木)

※事業の実施が未確定な場合は、随時、受け付けますので、ご相談ください。

### ○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口☎内線224）

## 引きこもりに関する相談窓口について

本町では、引きこもりにお悩みの本人・家族からの相談をお受けしています。

厚生労働省の定義では「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態」を「引きこもり」といいます。

引きこもりは本人にとってはもちろんのこと、家族にとっても大変な心配事です。

引きこもりの要因や背景はさまざまです。本人・家族だけで抱え込まず、必要があればご相談ください。

### ○相談窓口／

- ・役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線131）、ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）
- ・北海道ひきこもり成年相談センター（☎011-863-8733）

※午前9時30分～正午、午後1～4時（平日）。

※メール相談は随時受け付け。

## 心身障がい者一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。令和4年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。

相談を希望する方は、下記係までご連絡ください。

### ○対象となる方／

- ・18歳以上で療育手帳の更新時期が近づいている方、または過ぎてしまっている方
- ・18歳以上で療育手帳の交付を希望する方
- ・総合相談所による直接判定が必要な補装具の給付を希望する方
- ・上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方

### ○相談日程／

- ・第1回…8月30日(火)～9月1日(木)
- ・第2回…12月6日(火)・7日(水)
- ・第3回…令和5年3月14日(火)・15日(水)

### ○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線132）

## 公園を大切に使いましょう

新緑の季節を迎え、公園でのジョギングや散歩が気持ちの良い時期になります。駒ヶ丘公園や釧路川標茶緑地公園などは、毎年多くの方にご利用をいただいています。公園利用のマナー・ルールを確認し、きれいで気軽に集える憩いの場となるよう心掛けましょう。

### 公園利用のマナー・ルール

- ・ごみ箱はありません。ごみは持ち帰りましょう。
- ・公園施設は全面禁煙となっています。
- ・指定場所以外での火気の使用はやめましょう。
- ・駐車場以外への車両の乗り入れは行わないでください。
- ・駐車場に公園利用以外の目的で、継続的に車両を駐車することはやめましょう。
- ・ペットの排せつ物は、飼い主が責任を持って始末をしましょう。
- ・犬の散歩をする時は、リード(首ひも)を必ず使ってください。リードを外したことによる事故が発生しています。
- ・水路・噴水にペットを入れないでください。
- ・ゴルフの練習は危険ですので、絶対に行わないでください。
- ・施設・植栽などを大切にしましょう。



■問い合わせ／役場建設課住宅都市計画係（1階⑧番窓口☎内線274）

## 町税および各使用料などの 夜間納付相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／4月27日(水)、午後8時まで

○場所／1階⑩番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係  
(☎内線155) および各担当係

## 令和4年度巡回児童相談 の実施のお知らせ

北海道児童相談所では、来所が困難な児童や保護者のために「巡回児童相談」を行っています。児童の発達、療育手帳の判定など、18歳未満の児童に関する相談をお受けします。

今年度、本町で開催する日程は、5月10日(火)、7月6日(水)、9月13日(火)、11月8日(火)、令和5年2月16日(木)です。

※限られた時間の中で行うため、申し込み多数の場合は、直接来所をお願いしたり、希望する日時にならない場合があります。

※関係機関（保育園、幼稚園、小中学校、子ども発達支援センターなど）を通じて申し込みすることもできます。

○申し込み・問い合わせ／役場保健福祉課児童福祉係（1階⑤番窓口 ☎内線134）

## 町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／町ホームページに掲載

○申し込み・問い合わせ／役場管理課契約管財係（2階⑭番窓口 ☎内線141）

## 令和4年度特設人権 相談所のお知らせ

本町では、人権擁護委員による「特設人権相談所」が定期的に開催されています。

離婚などの家庭問題や隣近所のもめごと、虐待、いじめなど「これは人権問題では？」と感じたことがありましたら、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

○日程／6月6日(月)、9月5日(月)、12月5日(月)、令和5年2月6日(月)

○時間／午後1～3時

○場所／社会福祉センター

○問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑰番窓口 ☎内線224）

## マイナンバーカードを 作りませんか？

役場ではマイナンバーカードの申請補助窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

マイナポイントの利用や健康保険証として使用するためには「マイキーID」の設定が必要です。設定方法が分からない、インターネット環境がない場合などは、申請補助窓口をご利用ください。

○問い合わせ／役場総務課デジタル推進係（2階⑬番窓口 ☎内線218）、役場住民課町民係（1階①番窓口 ☎内線121）

## 釧路湿原国立公園連絡 協議会からのお知らせ

◎釧路湿原子どもレンジャー登録者募集

登録者を対象に体験型のイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。

○対象／釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村内の小学校4～6年生

○参加費／無料

○申込方法／電話またはメール  
(ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp)

○申し込み・問い合わせ／釧路湿原国立公園連絡協議会事務局（釧路市役所環境保全課内 ☎0154-31-4594）

◎春の足音を聴きに行こう

春を待つ動植物の息吹を感じながら、雪解けの湿原を散策します。



○日時／4月10日(日)、午前10時～正午

○定員／10人

○参加費／無料

○集合・申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター  
(☎0154-65-2323)

◎早春の湿原 野鳥観察会

渡り鳥の中継地シラルトロ湖周辺で、講師の解説を聞きながら野鳥観察を楽しみましょう。



○日時／4月23日(土)、午前10時～正午

○定員／10人

○参加費／無料

○集合場所／シラルトロ自然情報館駐車場

○申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター（☎487-3003）